

保存版

PTA 規約

平成 29 年 4 月 1 日 改正

茨木市立西中学校 PTA

茨木市見付山 2 丁目 5 - 4

TEL 072-622-2658

- ※この冊子は 3 年間使用しますので、お子様の卒業時まで大切に保管してください。
- ※PTA 総会時にはこの冊子を必ずお持ちの上、ご出席ください。
- ※改正毎に以前の規約は破棄して頂き、常に新しい規約をお持ちください。

茨木市立西中学校 PTA 規約

第 1 章 総 則

- 第1条 本会は、茨木市立西中学校 PTA という。
- 第2条 本会は、学校と家庭とが、一体となって民主教育が健全に行われるよう努力するもので、目的は下記の通りである。
- 1 生徒の福祉増進と、その補強に協力する。
 - 2 家庭生活とその延長である社会生活の教養を高めるために成人教育を盛んにすることに協力する。
 - 3 学校と家庭、教職員と保護者との関係を一層緊密にし、一般社会の協力を促進して生徒の心身の健全な育成をはかることに協力する。
- 第3条 本会は、教育を本旨とする団体であるから厳密に宗教や政党の色彩をおびず、また、営利事業を目的としない。従って本会の名においていかなる営利的企業を支持することも、また、公私を問わず他のいかなる職務の候補者を推薦することもできない。

第 2 章 会 員

- 第4条 本会の会員は、在籍生徒の保護者及び学校長、教頭、教職員とする。
- 第5条 本会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。
- 第6条 学校長は、教職員側よりの役員並びに委員の選任を行うとともにすべての会議に出席して所轄事項の報告と意見をのべることができる。

第 3 章 会 計

- 第7条 本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金をもってこれにあてる。
会費の変更を行う場合並びに会員または会員以外に対して寄付を求める場合は、総会の承認を得なければならない。
- 第8条 会費は、会員 1 名につき、月額 1 口 1 5 0 円とする。
- 第9条 本会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日に至る 1 ヶ年とする。

第 4 章 役 員

- 第10条 本会の役員を次の通りとする。
- | | | | |
|---|-----|-------|-----------------|
| 1 | 会長 | 1 名 | (保護者側より) |
| 2 | 副会長 | 2 名 | (保護者側より) |
| 3 | 書記 | 3 名以内 | (教職員側または保護者側より) |
| 4 | 会計 | 2 名以内 | (教職員側または保護者側より) |

- 第11条 役員の任務は下記の通りとする。
- 1 会長は本会を代表し、総会、各種委員会の招集、総会決議事項の執行及び役員候補者選考委員を除く、各種委員の委嘱をする。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
 - 3 書記は、総会、その他重要な集会事項の通知、及び全般の活動状況の記録保管する。
 - 4 会計は、本会のすべての金銭の収支を正確に記録し年度末決算については、会計監査の監査を得て、総会の承認を求めねばならない。会員の申し出のある時はいつでも会計簿を閲覧に供するものとする。
- 第12条 会計監査
会計監査は、随時本会会計の状況並びに決算の監査を行い総会に報告する。
会計監査は、2名（保護者側より）とし、選任は役員選挙に準ずる。

第 5 章 総 会

- 第13条 総会は、本会の最高決議機関である。
- 第14条 総会の定足数は会員の五分之一（委任状を含む）とし、次の事項の承認を受けなければならない。
- 1 役員・会計監査の選出
 - 2 予算・事業計画
 - 3 会務・決算報告
 - 4 規約改正
 - 5 その他重要な事項
- 第15条 総会の決議は、出席会員の過半数による。
- 第16条 総会は、原則として2回開く。
実行委員会が必要と認めたとき、または、会員の五分之一以上の同意をもって要求のあったときは臨時総会を開くことができる。

第 6 章 執行・実行委員会

- 第17条 本会の目的を遂行するために執行委員会並びに実行委員会を設ける。
執行委員会は本会役員、学校長で構成し必要に応じ会長が執行委員を指名する。
実行委員会は本会役員、学校長、教頭、部並びに各委員会の担当教職員、部長及び正副委員長で構成する。
- 第18条 執行委員会の任務は次の通りである。
- 1 執行委員会は本会の目的を遂行するための議案並びに各種委員会によって立案された事業計画を調整し、実行委員会に提案する。
- 実行委員会の任務は次の通りである。
- 1 執行委員会によって提案された議案並びに事業計画を審議検討する。
 - 2 総会に提出する報告書、議案、予算、決算を作成する。
 - 3 必要な場合に特別委員会を設ける。
 - 4 役員に欠員の生じた場合は、実行委員会にはかりこれを補充する。
- 第19条 実行委員会は委員の半数以上の出席をもって成立し、決議を要する時は出席者の過半数の同意を必要とする。

第 7 章 部会及び各種委員会

- 第20条 本会には、学級部、地区委員会、専門分科会を設け、専門分科会には3分科委員会を置き、部長及び委員長は議案内容により会長及び関係者の出席要請に応えなければならない。
- 第21条 学級部委員会
部長、学年正副委員長及び学級委員と担当教職員をもって構成する。
学級の会員相互と教職員との協調を保ち、会員の協力のもとに学級及び学校の施設、環境等の整備向上に務めるとともに、生徒の進路に関する情報及び学習の機会を会員に提供することに務める。
部長及び学年正副委員長は委員選出委員会が選出し、学級委員は学級の保護者より2名選出する。
- 第22条 地区委員会
各地区の正副委員長及び委員と担当教職員をもって構成する。
会員、学校及び地域社会との連携のもとに生徒の健全な育成に務め、地区会合の世話役として、その親和と環境浄化に務める。
各地区の正副委員長及び委員は委員選出委員会が選出し、副委員長及び委員の選出区割りは地区部委員選出内規による。
- 第23条 専門分科委員会
各分科委員会の正副委員長及び委員と担当教職員をもって構成する。
各分科委員会の正副委員長及び委員は委員選出委員会が選出する。
各分科委員会は次の通りとする。
- イ 文化委員会
成人教育など会員相互の教養を高め、講演会など生徒の健全育成にふさわしい家庭作りの推進に寄与する機会を会員に提供することに務めるとともに、会員相互の親睦交流を図る。
 - ロ スポーツ委員会
スポーツ行事等健康増進及び生涯スポーツへの取組の機会を会員に提供することに務めるとともに、会員相互の親睦交流を図る。
 - ハ 広報委員会
会員に対し、本会の活動に関する情報伝達、会員相互の向上及び生徒の健全な育成に寄与する広報に務める。
- 第24条 部長及び委員長は、委員会の議案内容により会長及び関係者の出席を求めることができる。尚、会議の結果を記録し、書記を通じて会長と密接に連絡するものとする。
- 第25条 各担当教職員並びに部長、委員の任期は3月31日までとする。
但し、新年度の当該者の運営が決定するまでその任期を延期するものとする。

第 8 章 特別委員会

- 第26条 特別の目的を遂行するため特別委員会を設けることができる。
特別委員会は、実行委員会の承認を得て会長が委嘱した委員をもって構成しその目的が達成されたとき、自動的に解散する。
特別委員会の会議の結果は、必ず会長に連絡するものとする。

第 9 章 役員選挙細則

- 第27条 役員及び会計監査の選挙を行うため役員及び会計監査候補者選考委員会を設ける。
- 第28条 役員及び会計監査候補者選考委員会は、下記の 9 名で構成する。
- (1) 各小学校区から選出された実行委員 各々2名
 - (2) 教職員の中から選ばれた代表者 1名
- 第29条 選考委員会は、2 月中に組織されなければならない。
- 第30条 選考委員会は、第 34 条に定める選出委員会とも協力し各候補者を役員選出の総会の 5 日前までに全会員に通告しなければならない。
- 第31条 役員及び会計監査候補者の追加氏名は、選挙を行う総会の際、一般会員からも指名することができる。その場合、総会の 5 日前までに推薦者(指名記入)より氏名、役職名を選考委員会に届け出るものとする。
- 第32条 役員及び会計監査は、年度末総会において多数決で選ばれる。
- 第33条 新たに選任された役員及び会計監査は、4 月 1 日に就任し、任期は翌年 3 月 31 日までとする。

第 10 章 委員選出細則

- 第34条 1 部長及び各正副委員長の選出をするため（円滑に、より民主的に行うことを目的とし）第 26 条により委員選出委員会を設け、下記の 9 名で構成する。
- (1) 各小学校区から選出された実行委員 各々2名
 - (2) 教職員の中から選ばれた代表者 1名
- 2 選出委員会は、役員及び会計監査候補者選考委員会と同時に結成し、上記の 9 名中より委員長を互選し下記の各部委員を選考委員会とも協力して年度末総会後に選出し、原則として年度末までに承諾をとらねばならない。
但し、教職員については関与しないものとする。
選出委員は来期の実行委員になることができる。
- (1) 学級部 部長、1 年、2 年、3 年の各委員長・副委員長
 - (2) 地区委員会 各小学校区の委員長・副委員長
 - (3) 専門分科会 各分科委員長・副委員長

第 11 章 規約の改定

- 第35条 本規約は、総会において出席会員の三分の二以上の賛成によりこれを改定することができる。但し、総会の 5 日前までに改定内容を会員に通告しなければならない。

付 則

- 1 委員は、原則として一人で二役以上兼ねることはできない。
但し、特別委員会の委員は、この限りではない
- 2 本規約遂行上必要があれば内規を設けることができる。
- 3 本規約は、昭和 29 年 9 月 18 日より実施する。

(中間改正省略)

昭和 59 年 3 月 10 日より一部改正実施する。

平成元年 5 月 13 日より一部改正実施する。

平成 2 年 12 月 17 日より一部改正実施する。

平成 7 年 4 月 1 日より一部改正実施する。

平成 13 年 3 月 3 日より一部改正実施する。

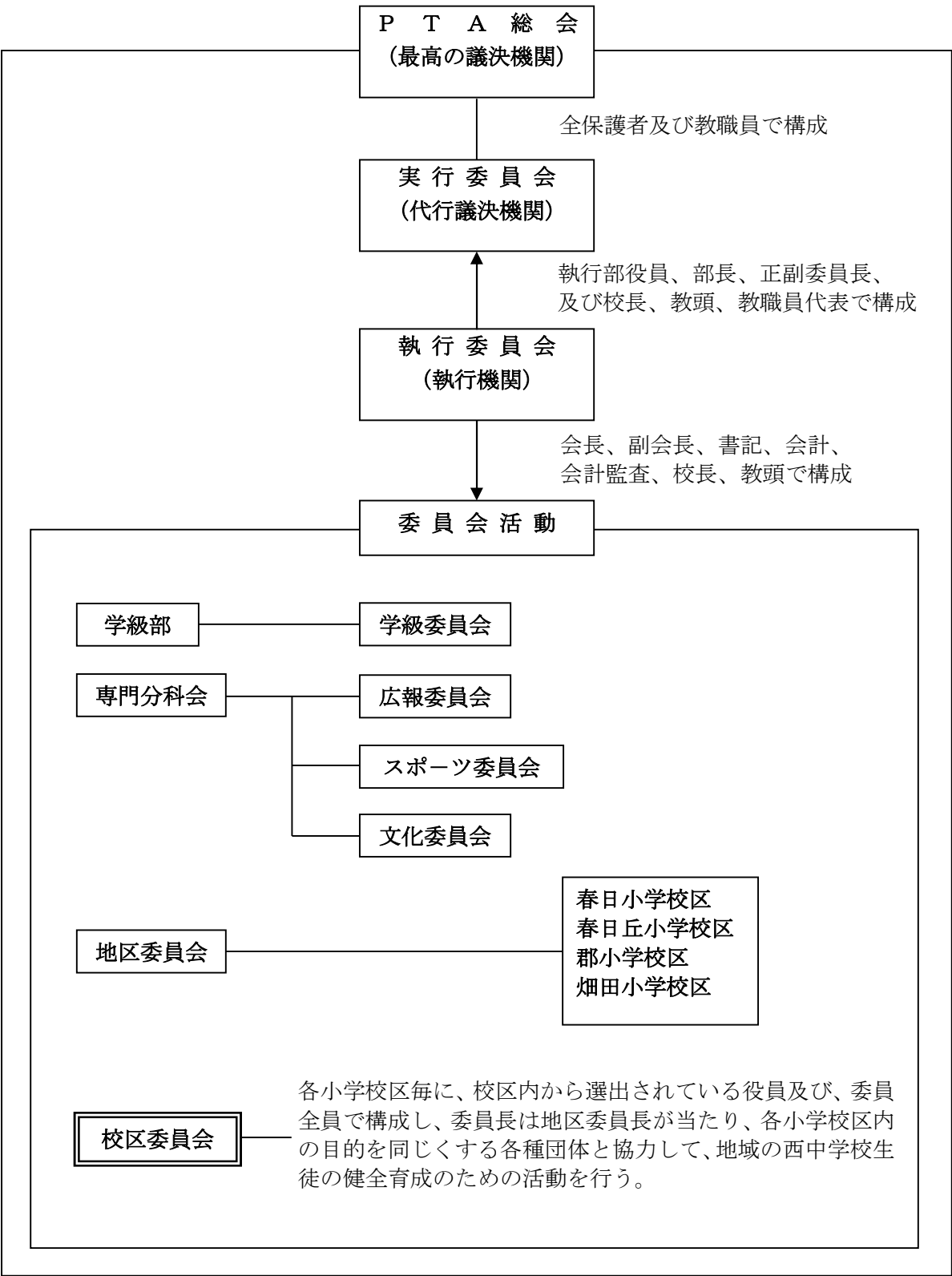
平成 16 年 3 月 6 日より一部改正実施する。

平成 23 年 4 月 1 日より一部改正実施する。

平成 27 年 4 月 1 日より一部改正実施する。

平成 29 年 4 月 1 日より一部改正実施する。

茨木市立西中学校 P T A 組織図



地区委員会・委員選出内規(規約第22条による)

副委員長及び委員の選出区割りを次の通り定める。

『地区別一覧表』

地域番号	地区名	小学校区	町 名
1	春日 1・2	春日	春日 1・2 丁目
2	春日 3		春日 3 丁目
3	春日 5		春日 5 丁目
4	見付山		見付山 1・2 丁目、中穂積 2 丁目 16 番
5-1	上穂 1		上穂東町、上穂積 1 丁目(4 番地を除く)
5-2	上穂 2		上穂積 2 丁目、1 丁目 4 番
5-3	上穂 3		上穂積 3 丁目
6	上穂 4		上穂積 4 丁目
7	西駅前	春日丘	西駅前町、ロジュマン
8	中穂積A		中穂積 1 丁目(ロジュマン除く)
9	中穂積B		中穂積 2・3 丁目、北春日丘 1 丁目 4 番
10	郡A-1	郡	郡1丁目、郡 3 丁目
11	郡A-2		郡山 1 丁目、郡 3 丁目(みどり)、上穂積 4 丁目(住宅)
12	郡B-1		郡 5 丁目
13	郡B-2		郡 4 丁目、上郡 1・2 丁目
14	郡山・下井		郡山 2 丁目、下井
15	春日・西田中	畑田	春日 4 丁目、西田中町
16	畑田・五日市		畑田町、五日市緑町、五日市 1・2 丁目

PTA 慶弔等内規

第1条 PTA の慶弔については下記のように定める。

1. 慶事については行わないものとする。

第2条 弔慰金・見舞金は次の通りとする。

1. 弔慰金
2. 傷病見舞金
3. 災害見舞金
4. 遠征補助金

<弔慰金>

第3条 弔慰金は会員・生徒及び教職員の家族が次の各1号に該当する場合、PTA 会費より香料 5,000 円と供花料を出すものとする。なお、返礼は行わないものとする。

1. 会員の死亡
2. 生徒の死亡(在籍生徒)
3. 教職会員の死亡
4. 葬儀には PTA 代表の参列を原則とするが茨木市以外で執行される場合は、弔電等で適宜省略することができる。
5. 教職員の家族の範囲は、配偶者及び一等親に限り、配偶者は内縁関係の者は含まない。

<傷病見舞金>

第4条 傷病見舞金は、教職員及び生徒が入院して1ヶ月以上欠勤(席)した場合に、その者に 3,000 円を贈る。但し、同一傷病については一回限りとする。

<災害見舞金>

第5条 災害見舞金は、会員及び生徒が、火災、その他の不慮の災害に遭遇した場合にその者に 3,000 円を贈る。但し地震や台風等の自然災害に起因するものは除く。

<重複支給の禁止>

第6条 本規定による弔慰金又見舞金は、同一事実によるものについて一家族2名以上該当者がいる場合、重複支給することはない。

<各種社会保険等と本規定による支給との関係>

第7条 本規定による弔慰金または見舞金は、各種社会保険及び各種任意保険による給付及び同一の事実について行われた募金等と全く別個に行われるものとする。

<規定外取り扱い>

第8条 本規定に定めのないもの又は本規定により難しい特別の事由があるときは、そのつど執行委員会で協議し実行委員会の承認で妥当な金額を支給することができる。

第9条 本規定は実行委員会にて改正することができる。

<遠征補助金>

第10条 遠征補助金は、生徒が部活動またはそれに準ずる活動において優秀な成績を収め、近畿大会以上の大会に出場した場合は、下記の金額を送る。
但し、同一大会で複数の種目に出場しても一回限りとする。

- | | | |
|----|-------|----------------------------|
| 1. | 1人当たり | 10,000 円 (但し、上限 100,000 円) |
| 2. | 団体 | 100,000 円 (10人以上1チーム) |

付則 本内規は平成 14 年 6 月 1 日より実施する。
 平成 16 年 2 月 24 日より一部改正実施する。
 平成 20 年 4 月 1 日より一部改正実施する。
 平成 23 年 4 月 1 日より一部改正実施する。
 平成 25 年 4 月 1 日より一部改正実施する。